

平成25年度 補助事業評価（事後評価）

海岸保全施設整備事業

まれつ ぶ
稀府地区

【基礎資料】

平成26年2月

農村振興局 整備部 防災課

海岸保全施設整備事業（農地） 稀府地区

【事業の概要】

事業目的： 本地区は、^{おしま}渡島半島・^{うちうらわん}内浦湾（^{ふんかわん}噴火湾）の北東部に位置し、比較的温暖な気候の下、露地野菜を主体とした畑作営農が展開されている。

本地区の海岸では、河川等から供給される土砂の減少に加え、年々巨大化傾向にある低気圧の影響等もあり、砂浜の侵食が顕著となっている状況にある。

このため、本事業により護岸工の整備を行うことで侵食を防止し、背後の優良農地等の保全を図るものである。

関係市町村：伊達市

防護面積：18ha

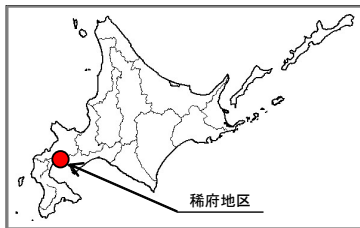
主要工事：護岸工1.8km

総事業費：1,859百万円

工期：昭和59年度～平成19年度

関連事業：なし

【位置図】



【現況写真】

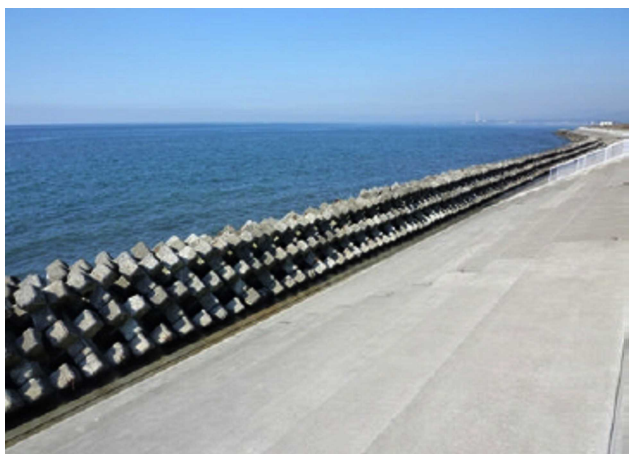


【整備前の状況】



・低気圧の影響による高波の発生等により、砂浜の後退や背後農地の侵食被害が進行している状況。

【事業実施後】



・本事業により、釣り人等の海岸への出入りを容易にする等、海岸利用にも配慮した階段式コンクリート護岸を設置。

【事業効果の発現状況】



・海岸保全施設の整備により汀線の後退が抑制され、背後農地への侵食・浸水被害が解消されたことにより安定した農業生産の維持、農業経営に寄与している。

1 社会経済情勢の変化

(1) 総人口の変化

本地域の総人口について昭和55年と平成22年を比較すると0.1%減少している。これは北海道全体の減少率2.4%より高いものとなっている。

(北海道全体 H2 : 5,643,647人、H22 : 5,506,419人)

[人口及び世帯数の変化]

区 分	昭和55年	平成22年	増減率
総人口	36,309人	36,283人	△0.1%
総世帯数	11,010戸	15,287戸	38.8%

(出典 : 平成22年国勢調査 対象 : 伊達市)

(2) 就業別人口の変化

産業別就業人口は、昭和55年の16,090人から平成22年の16,131人に微増しており、増加率は0.3%である。第1次産業の就業者割合は昭和55年の17.9%から平成22年の10.6%に低下しているが、北海道全体の7.2%に比べ高い割合となっている。

また、本地域においては第3次産業が基幹産業となっている。

(北海道全体 第1次産業割合 H2 : 10.8%、H22 : 7.2%)

[産業別就業人口]

区分	昭和55年		平成22年	
	人数	割合	人数	割合
第1次産業	2,875人	17.9%	1,651人	10.6%
第2次産業	3,916人	24.3%	2,963人	18.9%
第3次産業	9,299人	57.8%	11,014人	70.5%

(出典 : 平成22年国勢調査 対象 : 伊達市)

(3) 地域農業の動向

昭和55年と平成22年を比較すると、耕地面積、農家戸数、農業就業人口いずれも大きく減少しているほか、65歳以上の農業就業人口の割合が増加しており、本地域農業の高齢化は進行している。しかし、平成22年における認定農業者は268人に達しており、戸当たりの営農規模は増加している。

区 分	昭和55年	平成22年	増減率
耕地面積	5,411ha	3,533ha	△34.7%
農家戸数	1,008戸	509戸	△49.5%
農業就業人口	2,350人	1,375人	△41.5%
65歳以上の比率	17.1%	29.7%	12.6%
戸当たり経営面積	5.4ha/戸	6.9ha/戸	27.8%
認定農業者数	0人	268人	皆増

(出典 : 農林水産統計及び農林業センサス、認定農業者数は北海道調べ、対象 : 伊達市)

2 事業により整備された施設の管理状況

整備された海岸保全施設は、海岸管理者である北海道が年1回程度の点検を行っているほか、附帯施設等について伊達市が月1回程度の点検を受託しており、海岸の防護機能の確保を図っている。

3 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

<防護区域における各種資産の変動>

本地区の侵食防止に係る対象資産は農地及び住宅であり、本事業により護岸工が整備されたこともあり、土地利用状況等は大きな変動はなく、計画どおりに資産の防護が図られている。

	事業計画(昭和59年)	評価時点(平成24年)
防護面積	18.0ha	18.0ha
農地	16.0ha	11.9ha
宅地他	2.0ha	6.1ha
防護戸数	20戸	20戸
水田	4.5ha	5.0ha
畑	11.5ha	5.9ha
牧草	0ha	1.0ha

(資料：事業計画概要書、伊達市聞き取り)

4 事業効果の発現状況

(1) 事業の目的に関する事項

海岸保全施設の整備により汀線の後退が抑制され、背後農地の浸水被害について認められないことから、防護効果が発揮されている。

(伊達市聞き取り)

(2) 海岸保全基本計画に関する事項(海岸の保全)

海岸背後地の施設や宅地、農地等における高潮や越波、侵食等の被害を防止し、生命、財産を守り、安全で安心して暮らせるために、適切に海岸保全施設の整備を行う。

侵食が進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、必要に応じて汀線の回復を図ることとしており、本地区では堤防護岸の高さをTP+5.9メートルとして設置したことで、背後地の防護効果が期待される。

(出典：渡島東沿岸海岸保全基本計画(北海道))

これらの海岸保全基本計画について、事業効果の発現状況を確認したところ、本事業により侵食被害が解消されており、安定した農業生産の維持、農業経営に寄与している。

また、階段コンクリート護岸に整備したことにより、釣り人等の海岸への出入りを容易にし、海岸の適正な利用が図られている。

(伊達市聞き取り)

(3) 費用対効果分析の結果

総便益 (B) 6,586百万円
総費用 (C) 3,966百万円
総費用総便益比 (B/C) 1.66

5 事業実施による環境の変化

(1) 生活環境

本事業の実施により、背後地への高潮・波浪による侵食・浸水被害が防止され、地域の安全で安心な生活の確保につながっている。

(伊達市聞き取り)

(2) 自然環境

海岸の侵食が防止され、背後農地への浸水被害が発生していないなど、安定した海岸の形状が維持されている。

(伊達市聞き取り)

6 今後の課題等

本地区で整備した海岸保全施設は背後農地を侵食・浸水から防護することを目的としていることから、今後も引き続き十分な機能が発揮されるよう管理者である北海道が、管理マニュアル等に基づき、年1回程度見回りするとともに、一部管理を受託する伊達市が月1回程度の附帯施設及び周辺の点検を行うなど、引き続き適切な維持管理を行う必要がある。